

しものせき海響グルメフェス2025 出店者募集要項

開催趣旨

下関は鮮度抜群の魚・肉・野菜・果物に恵まれた「食」の宝庫であり、その食材を活かした素晴らしい料理・店が多数ある。市内の飲食店が集まり、多くの方に「下関の食」を堪能いただける「しものせき海響グルメフェス」を開催することで、「下関の食」の魅力をPRするとともに、イベント後の出店者の販路拡大、関係人口の拡大につなげる。

主催

しものせき海響グルメフェス実行委員会

開催日時

開催日程	開催時間
1日目：2025年10月11日（土）	11：00～15：00
2日目：2025年10月12日（日）	11：00～15：00

開催場所

オーヴィジョン海峡ゆめ広場（細江新町三丁目）

出店資格

次の要件を全て満たす者であること。

- ① **下関の食の魅力の一翼を担う志を持ち、その発展に貢献していただける方**
- ② **出品するメニューには、下関市が定める地域資源（別表1参照）又は下関産の食材を1種類以上使用することとし、メインとなる食材においては、県内産品の食材を使用すること**
※JA下関から提供いただく食材（別表2参照）の活用を希望する方は事務局に相談ください。
※申し込まれたメニューについては、主催者と協議の上で調整する場合があります
- ③ イベント開催時に一日150食以上を提供可能な方
※ただし、2日目については、初日の販売状況により出店者が提供数を決定して良い
- ④ 下関市に本店又は支店があり（個人事業者を含む）、市内で固定店舗を構え、許可を得て飲食業又は宿泊業を営んでいる方。なおデザートを出品する者は、市内固定店舗において菓子を製造・販売し、かつ「菓子製造業」または「アイスクリーム製造業（許可条件なし）」の営業許可を有していること
- ⑤ グルメフェスの開催日両日とも出店可能な方
- ⑥ 自店のメニューが完売後も、主催者が定める時間まで自店のブースに滞在可能な方
- ⑦ 出店者への説明会やイベント後に開催する意見交換会への参加可能な方
- ⑧ 主催者の定める規定・規約を遵守できる方
- ⑨ 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第1号から第3号までに該当しない方

下関市暴力団排除条例第2条（抜粋）

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう

⑩ 主催者に対して売上額の報告に協力可能な方

応募方法

- ① 募集期間：2025年4月21日（月）から5月21日（水）まで ※期限厳守
- ② 申込方法：所定の様式「しものせき海響グルメフェス 2025 出店申込書」に必要事項を記入のうえ、E-Mail、郵送、FAX のいずれかで実行委員会事務局に提出すること
※出店申込書は、市ホームページよりダウンロードすること
※申込の時点でメニューが決定していない場合は、メニュー案でも可。その際は、募集期間内に確定メニューを事務局に報告すること
- ③ 応募が多数の場合は実行委員会において審査を行い、20店舗程度の出店者を決定する。
なお、キッチンカーは、出店ブースの調理補助設備として使用する場合は可とする

出店審査

実行委員会において、提出された出店申込書によりメニューの内容等を総合的に審査のうえ出店者を決定し、2025年5月末頃を目処に審査結果を通知する。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議等については一切応じない。

※原則、出店申込書による審査を行うが、必要に応じて実食による審査を行う場合あり

出品内容

- ① 飲食店営業で、簡易な調理で提供でき、喫食直前に加熱を行う食品など「食品の臨時出店届出書」により調理可能なもの
(屋外における食肉・鮮魚介類・フルーツ・加熱せず提供する野菜のカットや串刺し行為等、保健所において食中毒の危険性が高いもの等の判断されるものについては不可)
※テイクアウトメニューは不可とする
- ② 1出店者3メニューまで提供可能とする
- ③ 2事業者以上の複数店舗での共同出店を可能とする
- ④ 提供する1食の量は来場者が複数店舗のメニューを食べて回れるよう配慮すること
(例：実店舗メニューより提供量を少なくすることで販売価格も安価にする)
- ⑤ JA下関の提供食材を活用する場合は、メニュー名及び販売価格に配慮すること

販売価格

出店者が自由に販売価格を設定し販売する。

なお、ソフトドリンク、アルコール類の販売は実行委員会で行うこととし、出店者は販売しない。

決済方法

各店舗で現金決済（キャッシュレス決済可）

※店舗で利用しているキャッシュレス端末の持ち込み使用可

※来場者は各店舗で現金またはキャッシュレス決済にて商品を購入する

※キャッシュレス決済にかかる手数料は出店者の負担とする

※釣り銭は各出店者で用意すること

前売り券の販売

前売り券の販売を希望する店舗は、店舗独自の取組（事務局は関与しない）に限り認める。前売り券の販売に関係したトラブルの責任の所在は店舗にあり、事務局は一切の責任を負わないこととする。

- ① 前売り券は自店舗に限り使用可能とする
- ② 販売した前売り券分については、予め一般客用と分けて当日の食材を確保しておく
- ③ 前売り券のインセンティブの有無（内容含む）は、店舗の判断とする
- ④ 前売り券の販売を行う店舗は、販売の内容（販売数、方法、インセンティブの有無など）を事務局が指定する期日までに事務局に報告すること
- ⑤ 前売り券のデザイン及び仕様は事務局が指定する。

出店料

出店料 40,000円（税込）

※デザートのみを販売する出店者については、出店料を20,000円（税込）とする。

ただし、次項に記載している出店時の屋根付きテントの使用区域（縦3.6M×横3.6M）を2分の1とする場合

※当実行委員会は免税事業者であるため、適格請求書（インボイス）には対応していません

※振込の時期は別途通知する（振込手数料は出店者負担）

出店仕様等

- ① 出店仕様(予定)：縦3.6M×横3.6M、屋根付テント、机（1.8M×0.45M）3台、パイプ椅子3脚
※縦2間(3.6M)×横4間(7.2M)のテント1張に2小間とする予定
※上記のテント、机、椅子の他、看板等の装飾は実行委員会を実施
※自身で所有または手配するキッチンカーを、出店ブースの調理補助設備として使用することは可
- ② 店舗の配置：出品メニューのジャンルやバランスを考慮のうえ、主催者が決定する。
- ③ メニューの提供にあたり、実行委員会が準備するもの（後述の実行委員会の業務内容参照）以外は、出店者で用意のこと（例：ガスコンロ・ボンベ等の調理器具、食器・容器等、原材料、消火器等）。ただし簡単な調理を行う場合、以下の設備については衛生管理上、必須なので出店者で用意すること
 - 1) 原材料・メニュー・調理器具・容器等を衛生的に保管できる保管設備（冷凍商品・冷蔵食品については冷凍冷蔵の保管設備）
 - 2) 器具・容器等を洗浄殺菌できる設備（使い捨て器具・容器を使用する場合は省略可）
 - 3) 流水式の手洗い設備及び石鹸・消毒液
 - 4) 上水道又は飲用に適する水を供給できる蛇口付きの貯水タンク（容量36ℓ以上）
※キッチンカーを使用する場合は、容量40ℓ以上
 - 5) 汚液の漏れない構造かつ十分な容量の廃棄物容器（例：蓋付きのゴミ箱）
※詳細については、別添の「お祭りやイベントで食品の提供を考えている方へ」の「4 設備について」を参照のこと

搬入・搬出等

以下の時間帯において、搬入・搬出を行うこと。

日 時	搬入	搬出(撤収)
イベント前日 : 10月10日(金)	15:00~18:00	—
イベント1日目 : 10月11日(土)	7:00~10:30	終了後(15:00以降)
イベント2日目 : 10月12日(日)	7:00~10:30	15:00~18:00

- ① 会場内の安全確保のため、入場車両は必要最低限とすること
- ② 会場内では、必ず徐行運転をするとともに、主催者及び警備員の指示に従うこと
- ③ 準備が終了した車両は、速やかに会場外へ退出すること

出店物の管理

- ① 出店者は自己の責任において出店物の管理を行うこと
- ② 対面販売における出店ブース内での展示物、装飾品に起因する事故については、当該出店者の責任となるため、安全管理には十分注意すること
- ③ 交通整理等のため警備員の配置は実行委員会が行うが、出店物の盗難・紛失などの損害に対しての補償などの責は負わない
- ④ 出店者が持ち込んだ物品や排出したごみ等は、自身で持ち帰る等、各自で処分すること。ゴミ箱は蓋付きを使用することとし、ゴミ袋は各出店者で準備すること

出店者駐車場

実行委員会において、1出店者につき1台分の出店者用駐車場を確保予定。

複数台で来場の場合、駐車許可車両以外は近隣のコインパーキング等に駐車することとし、路上駐車は行わないこと。

その他注意事項

- ① イベント開催にあたり感染症予防対策を講じること
- ② 出品用の容器
提供する容器については、出店者が用意すること
- ③ 衛生管理
手洗いの励行、薬用石鹸での消毒など、衛生管理に十分注意すること
許可施設内で製造したメニュー(=現地調理が一切ないメニュー)のうち、包装されているものについては食品表示を明記し貼付すること
本イベントで提供するメニューはイベント会場内での喫食が前提なので(=テイクアウトは不可)、留意すること
その他の詳細については別添の「お祭りやイベントで食品の提供を考えている方へ」を参照のこと
- ④ 賠償保険及び出店者における保険加入
イベントに関する第三者に対する賠償保険並びに来場者のケガに対する見舞金に関する保険は主催者で加入するが、各出店者の販売品目などに関連する事故等については、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負わないことから、各出店者において保険等に加入すること

⑤ 開催可否

開催可否の最終判断は、当日午前6時に行う

大雨や強風・洪水等の警報が出るような荒天時、地震注意報が発令された場合、大きな社会的事件などの発生によりイベントを自粛する必要がある場合は、開催を中止することがある

また、急な天候の悪化等により、来場者等に危険が及ぶと主催者が判断する場合はイベント開催中であっても中止する場合あり

※上記のうち、突発的な理由で開催中止となった場合においても、主催者は営業補償等の責任を負わないものとする

禁止事項及び諸注意

- ① 出店申込書に記載のない品目の販売
- ② 来場者や他の出店者の迷惑となる行為（強引な客引き行為等）
- ③ 出店する権利の一部または全部を、第三者または他の出店者に転貸、譲渡、交換すること
- ④ 音響設備（拡声器を含む）、鳴り物等の使用
- ⑤ 来場者に危険や迷惑が及ぶ恐れのあるもの、又は下関産や県内産品以外の特産品のPRを目的とした展示物、装飾物、看板などの設置
- ⑥ テント内での飲酒及び指定喫煙場所以外での喫煙
- ⑦ その他主催者が適当でないと認める行為

実行委員会の業務内容

- ① 本イベントのPR
- ② 各出店者のブース設置
- ③ 会場内の来場者用テーブル、椅子等の設置
- ④ 出品するメニューの保冷車等の設置（イベント当日のみ）
- ⑤ 会場内の来場者用ゴミ箱の設置及びゴミ回収
- ⑥ イベント保険の加入
- ⑦ 会場内・会場付近の誘導・警備
- ⑧ 出店者用駐車場の手配（各出店者1台分）
- ⑨ 保健所への「食品の臨時出店届出書」及び消防署への「露店等の開設届出書」の提出、各関係機関との調整

問い合わせ先・申込書提出先

しものせき海響グルメフェス実行委員会事務局（下関市産業振興課内）

担当：林、村上、鈴木

〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

TEL 083-231-1220 FAX 083-235-0910

メールアドレス sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※平日の午前8時30分から午後5時15分まで

別表 1

地域資源一覧

地域	類型	地域資源
下関市	農林水産物	アカモク、垢田トマト、アスパラガス、下関の甘だい、アユ、あんこう、いちご、うに、ウルメイワシ、カーネーション、かきチシャ、キジハタ、クジラ、サザエ、サバ、サワラ、シイ、ジビエ(イノシシ肉、シカ肉)、下関北浦特牛イカ、下関市産米、下関ねぎ、下関和牛、白ネギ、関の花、瀬つきあじ、竹、梨、ナマコ、のどぐろ(アカムツ)、のんたぐろ、はなっこりー、ハモ、ふく、プチソレイユ、ブロッコリー、マダコ、マツ、レンコダイ、ワカメ、西都の雫、サチユタカ、せときらら、長門ゆずきち、晴るる、やまぐち・桜酵母、リンドウ西京シリーズ、その他下関市産の農林水産物
	鉱工業品	赤間硯、うに加工品、辛子明太子、瓦そば、コリアンフード、下関の酒(清酒)、醤油、水産ねり製品、そうめん、デニム製品、とんちゃん鍋、味噌、萩焼、山口外郎

※上表には下関市が指定した地域資源のうち、調理品や食材に該当しない農林水産物（シイ、マツ、竹、カーネーション、プチソレイユ、関の花）、鉱工業品（デニム製品、デジタル関連産業製品、萩焼、赤間硯、船舶）、観光資源は含まない

別表 2

J A 下関による提供可能な食材（※食材、提供可能数・単価は変更になる場合があります）

食 材	提供可能数・単価	イメージ
下関産米（品種：きぬむすめ）	60kg（無償提供）	なし
なす	20kg・(500 円/kg)	
アスパラガス	5kg・(1,500 円/kg) ※100 g あたり 3~4 本	
小ねぎ	1.2kg・(6,000 円/kg) ※120 円/50 g（一袋）	

※上記の提供可能数は総量です。店舗ごとではありません